

1808 ワシントン条約該当物品の輸入規制の概要

地球上の様々な野生動植物が絶滅の危機に瀕しています。

絶滅のおそれのある動植物の輸出入等の国際取引を規制し、絶滅から保護することを目的として、1973年にワシントンにおいて「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」が採択されました。この条約をワシントン条約といいます。この条約により規制対象となる動植物は、絶滅のおそれの度合いによって条約の附属書I、II、IIIに区分されており、この附属書ごとに輸入規制の内容が定められています。

この条約では、ペットや鑑賞用の生きている動植物はもちろんのこと、はく製、これらを使用して作られたコート等衣類、ハンドバッグ、ベルト、靴、細工品、漢方薬も規制対象となっています。

ワシントン条約で規制されている物品を輸入する場合、条約で定められた輸出国の政府機関の発給する輸出許可書や、経済産業省が発給した輸入承認証等が必要です。

規制対象物品の輸入申告の際には、これらの書類を税関に提出して、その確認を受けなければなりません。

また、ワシントン条約該当物品については、通関手続のできる税関官署が限定されておりますので、税関にお問い合わせ下さい。

ワシントン条約の詳細については経済産業省ホームページをご覧下さい。

(参考) 経済産業省ホームページ (ワシントン条約関係)

(関税法第70条、同法施行令第92条、関税法基本通達70-3-1、輸入貿易管理令第4条)